

住民監査請求に係る監査の結果について

第1 監査の請求

1 請求の受付

平成25年5月20日及び6月3日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、Aから提出された。

2 請求の概要

平成25年5月20日及び6月3日付け請求書及び請求書に添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づき、平成25年5月20日付け請求及び同年6月3日付け請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。なお、同旨の請求事項は、まとめて記載した。

(1) 請求の要旨

ア 請求理由

(7) 請求事項1

次の教員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員（事務職員及び学校栄養職員を除く。）をいう。以下同じ。）に対する旅費は、実際は借上げバスに乗った1人当たりの負担額しかかかっていないのに、自家用自動車を使用したとして支給しているので、不正又は不当な支出である。

a 平成25年5月20日付け請求

(a) 西宮市立深津小学校（以下「深津小学校」という。）の教員1名に係る旅費は、実際の負担額1,378円に対し、2,088円支給している。

(b) 西宮市立高須小学校（以下「高須小学校」という。）の教員1名に係る旅費は、実際の負担額1,724円に対し、4,655円支給している。

b 平成25年6月3日付け請求

(a) 神戸市立本山第二小学校（以下「本山第二小学校」という。）の教員1名に係る旅費は、実際の負担額2,066円に対し、11,674円支給している。

(b) 神戸市立霞ヶ丘小学校（以下「霞ヶ丘小学校」という。）の教員1名に係る旅費は、実際の負担額3,326円に対し、10,619円支給している。

(c) 神戸市立北五葉小学校（以下「北五葉小学校」という。）の教員1名に係る旅費は、実際の負担額2,462円に対し、10,656円支給している。

(d) 神戸市立六甲山小学校（以下「六甲山小学校」という。）の教員1名に係る旅費は、実際の負担額5,947円に対し、9,953円支給している。

(e) 西宮市立生瀬小学校（以下「生瀬小学校」という。）の教員1名に係る旅費は、実際の負担額1,105円に対し、3,848円支給している。

(4) 請求事項2

次の措置は、県条例に違反する違法な措置であり、この措置をとった教員は職務専念義務に違反しているため、給与を削減する必要がある。

a 平成25年5月20日付け請求

深津小学校の教員1名及び高須小学校の教員1名の勤務時間の割振りを変更した措置

b 平成25年6月3日付け請求

本山第二小学校の教員1名、霞ヶ丘小学校の教員1名、北五葉小学校の教員1名、六甲山小学校の教員1名及び生瀬小学校の教員1名の勤務時間の割振りを変更した措置

イ 求める措置の内容

上記アの事実により県が被った損害を補填するために必要な措置を講じることを求める。

(2) 事実証明書

本件措置請求の要旨に係る事実証明書として、別記1の文書が提出された。

3 請求の受理

平成25年5月20日付け請求及び同年6月3日付け請求について、自治法第242条所定の要件を具備していると認め、それぞれ平成25年5月20日及び6月3日（請求書提出日）付けで受理し、上記2のとおり同旨の請求事項であるため、これらの請求をあわせて監査することとした。

第2 証拠の提出及び陳述

1 請求人の陳述

平成25年6月25日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ（自治法第242条第6項）、請求人からおおむね次のとおり陳述があり、別記2の文書の提出があった。

(1) 公立の義務教育諸学校等の教員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、限定4項目のほかには命令してはいけないと政令、県条例、県教育委員会規則に書かれている。これは、調整手当という残業手当を渡しているのだけれども、むやみやたらに残業命令するなということが法令の趣旨だと思う。つまり、残業を命令しても、その分調整手当で渡しているのだから、ただでよろしいということである。

(2) このように、残業手当を支給しない代わりに調整手当で4パーセントを払って、残業を全部含めているのに、変形労働時間と言って割振り変更を行ってもかまわないというのが、県教育委員会の立場である。また、神戸市立学校の割振り変更は、県費負担の職員だけ行っている。県教育委員会が行えと指導しているからである。

(3) 私が前回の監査結果で勤務時間の割振り変更が条例等に違反すると言ったことに対して、監査委員は、条例第5条第1項で任命権者が別に定める事項によってかまわないと判断した。しかしながら、変形労働時間制の対象となっているのは、残業手当が調整手当として支給される教員ではなく、残業手当が支給される事務職であるということである。

また、監査結果の判断のところ、調整手当のことは、ひとつも述べられていなかった。私は、割振り変更したら、調整手当と二重取りじゃないかということ、つまり、調整手当をもらっていて、割振り変更することが問題であるということについて、監査請求をしているつもりである。要するに、もし割振り変更が正しいというならば、調整手当、残業手当を返してほしいということが私の主張である。

(4) 私の主張と県教育委員会の主張をよく比べてほしい。いかに二重取りを制度化しようとする変形労働時間が理屈の通らないものであるかわかると思う。

2 執行機関の陳述の要旨

平成25年6月25日に執行機関の陳述（自治法第242条第7項）を実施したところ、県教育委員会事務局、神戸市教育委員会事務局及び西宮市教育委員会事務局からおおむね次のとおり陳述があった。

(1) 請求事項1

ア 教員が出張した場合の旅費は、市町村立学校県費負担教職員の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第48号）、同条例第2条の規定により準用される職員等の旅費に関する条例（昭

和35年兵庫県条例第44号。以下「旅費条例」という。)及び調整基準(教育委員会事務局等職員及び学校職員の旅費の調整基準(昭和43年教職第195号)をいう。以下同じ。)に基づき支給している。

イ 今回請求対象となっている各学校の旅行では、借上げバスが利用されている。旅行当時(平成24年度)の旅費条例及び調整基準では、借上げバスを利用した旅行の場合、自家用自動車と同様に距離に応じた定額(移動距離×37円)により旅費を支給することとなっていた。そのため、今回請求対象となっている旅行については、平成24年度当時の旅費条例及び調整基準に基づいて、車賃として距離に応じた定額による旅費が適切に支給されたものである。

ウ 借上げバスを利用した旅行においては、旅費の支給額が実費と比較して過不足が生じる状況にある中、事務の簡素化等も考慮して定額により支給していたが、平成25年4月1日に、調整基準を改正し、より実費に近い支給額となるようにしたところである。

(2) 請求事項 2

ア 公立学校の教員については、給特法(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)をいう。以下同じ。)第3条の規定により、教職調整額が支給される一方、時間外勤務手当が支給されないこととされている。さらに、政令(公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令(平成15年政令第484号)をいう。以下同じ。)により、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないこととされている。

これらの法令を受け、県では、勤務時間条例(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号)をいう。以下同じ。)において、教員について、原則として時間外勤務は命じないものとし、時間外勤務を命じる場合は、政令で定める基準に従い、教育委員会規則で定める場合であって、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとしている。

イ また、勤務時間の割振り変更は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第32条の2に規定するいわゆる1箇月単位の変形労働時間制を適用し、勤務時間条例第5条第1項、市町組合立学校教育職員の完全週休2日制実施要領(平成14年教職第2号)、各市町教育委員会が定める要領等に基づき、校長が公務の運営上の事情を考慮したうえで、4週間の総勤務時間の範囲内において、あらかじめ定めた正規の勤務時間を臨時に割振り変更することができるとしている。この勤務時間の割振り変更制度により、できる限り時間外勤務を命じないよう努めている。

ウ 今回の監査対象となっている各学校の勤務時間の割振り変更の取扱いは、要領等に従って、各校の校長が、勤務時間の割振り変更の対象業務について、4週間の総勤務時間の範囲内において、事前に勤務時間の割振り変更を命じたものであり、適切に制度を運用していることから、何ら問題がない。

第3 監査の対象

請求書及び事実証明書に基づき、次の事項を監査の対象事項とした。

- (1) 請求事項1に係る請求対象の各学校の教員に対する旅費の支給
- (2) 請求事項2に係る請求対象の各学校の教員に対する給与の支給

第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求については理由のないものと判断する。

以下、請求書、事実証明書、請求人の陳述、請求人の新たな証拠、執行機関等の陳述及び執行機関等に対する実地調査（平成25年6月18日から21日までの間に実施）により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

1 請求事項 1

(1) 認定した事実

ア 旅費のうち車賃は、鉄道以外の陸路の旅行について路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給することとされている（旅費条例第6条第5項）。車賃の定額は1キロメートル当たり37円とされ（旅費条例第16条第1項本文）、実費額による支給は公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合において行うこととされている（同項ただし書）。

また、旅行における特別の事情などにより旅費条例の規定による旅費を支給すると不当に実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができ（旅費条例第38条第1項）、旅行者が旅費条例の規定による旅費により旅行することが特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合においては、知事に協議して定める旅費を支給することができることとされている（同条第3項）。

そして、旅費条例第38条第1項に基づき旅費を支給しないこととする場合においては、任命権者が人事委員会に協議して部内の統一的な基準を作成し、その基準によることとされている（同条第2項）。

イ 県教育委員会は、旅費条例の規定による旅費額が実費と比較して過不足が生じる場合に対応するため、上記アを踏まえ、人事委員会及び知事に協議をしたうえで調整基準を作成している。当該調整基準は西宮市立小学校3校、神戸市立小学校4校の教員に対しても適用され、児童又は生徒を引率する旅行のうち修学旅行以外の場合は、旅費条例で規定する定額の車賃である1キロメートル当たり37円を支給することとされていた。

なお、児童又は生徒を引率する旅行のうち修学旅行以外の場合の車賃の調整基準については旅行内容や移動手段などが多岐にわたることや、移動距離の長短による旅費の実費負担額に対する影響等の種々の実態を考慮して、平成25年4月に借上げバスにより旅行した場合に実費額を支給することとする改正が行われた。

ウ 平成25年5月20日付け請求及び同年6月3日付け請求で対象とされた西宮市立小学校3校の旅行及び旅費の支給は、次のとおり行われた。

(7) 深津小学校の教員1名は、平成24年10月23日に校外学習の引率のため、深津小学校（西宮市深津町）から西宮市名塩2丁目、名塩南台3丁目、山口町金仙寺、社家町、西宮浜4丁目及び今津二葉町を経て深津小学校に戻る56キロメートルの行程を借上げバスにより旅行した。当該旅行は、上記イの調整基準で定める児童又は生徒を引率する旅行のうち修学旅行以外の場合に当たるため、当該教員に対して、1キロメートル当たり37円の定額により計算した車賃2,072円を支給した。なお、教員は、バスの借上代のうち、1,362円を負担した。

(4) 高須小学校の教員1名は、平成24年10月26日に校外学習の引率のため、高須小学校（西宮市高須町1丁目）から明石市二見町南二見及び本町1丁目を経て高須小学校へ戻る124キロ

メートルの行程を借上げバスにより旅行した。当該旅行は、上記イの調整基準で定める児童又は生徒を引率する旅行のうち修学旅行以外の場合に当たるため、当該教員に対して、1キロメートル当たり37円の定額により計算した車賃4,588円を支給した。なお、教員は、バスの借上代のうち、1,657円を負担した。

(f) 生瀬小学校の教員1名は、平成24年10月9日に校外学習の引率のため、生瀬小学校(西宮市生瀬町2丁目)から篠山市今田町上立杭までの往復104キロメートルの行程を借上げバスにより旅行した。当該旅行は上記イの調整基準で定める児童又は生徒を引率する旅行のうち修学旅行以外の場合に当たるため、当該教員に対して、1キロメートル当たり37円の定額により計算した車賃3,848円を支給した。なお、教員は、バスの借上代のうち、1,081円を負担した。

エ 平成25年6月3日付け請求で対象とされた神戸市立小学校4校の旅行及び旅費の支給は、次のとおり行われた。

(7) 本山第二小学校の教員1名は、平成25年2月22日から24日までの間、冬季野外活動の引率のため、本山第二小学校(神戸市東灘区西岡本1丁目)から八子高原(養父市大久保)までの往復307キロメートルの行程を借上げバスにより旅行した。当該旅行は、上記イの調整基準で定める児童又は生徒を引率する旅行のうち修学旅行以外の場合に当たるため、当該教員に対して、1キロメートル当たり37円の定額により計算した車賃11,359円を支給した。なお、教員は、バスの借上代のうち、1,751円を負担した。

(f) 霞ヶ丘小学校の教員1名は、平成25年2月8日から10日までの間、冬季野外活動の引率のため、霞ヶ丘小学校(神戸市垂水区霞ヶ丘4丁目)から八子高原(養父市大久保)までの往復287キロメートルの行程を借上げバスにより旅行した。当該旅行は、上記イの調整基準で定める児童又は生徒を引率する旅行のうち修学旅行以外の場合に当たるため、当該教員に対して、1キロメートル当たり37円の定額により計算した車賃10,619円を支給した。なお、教員は、バスの借上代のうち、2,917円を負担した。

(g) 北五葉小学校の教員1名は、平成25年2月16日から18日までの間、冬季野外活動の引率のため、北五葉小学校(神戸市北区北五葉3丁目)から八子高原(養父市大久保)までの往復288キロメートルの行程を借上げバスにより旅行した。当該旅行は、上記イの調整基準で定める児童又は生徒を引率する旅行のうち修学旅行以外の場合に当たるため、当該教員に対して、1キロメートル当たり37円の定額により計算した車賃10,656円を支給した。なお、教員は、バスの借上代のうち、2,045円を負担した。

(h) 六甲山小学校の教員1名は、平成25年2月13日から15日までの間、冬季野外活動の引率のため、六甲山小学校(神戸市灘区六甲山町)から八子高原(養父市別宮)までの往復269キロメートルの行程を借上げバスにより旅行した。当該旅行は、上記イの調整基準で定める児童又は生徒を引率する旅行のうち修学旅行以外の場合に当たるため、当該教員に対して、1キロメートル当たり37円の定額により計算した車賃9,953円を支給した。なお、教員は、バスの借上代のうち、5,600円を負担した。

(2) 判断

ア 請求人は、監査対象となっている各学校の教員に係る旅費について、実際には借上げバスの1人当たりの負担額しかかかっていないのに、自家用自動車を使用したとして支給しているので、不正又は不当な旅費を支給していると主張している。

イ しかし、監査対象となっている各学校の教員に係る旅費は、上記(1)イ、ウ及びエのとおり、当該旅費支給時の調整基準において、児童又は生徒を引率する旅行のうち修学旅行以外の場合

1 キロメートル当たり37円の定額の車賃を支給することとされていたことから、この調整基準に従い支給されたものであり、その旅費の支給手続に違法なところはない。

本件に係る学校行事のようにその旅行内容や目的、移動手段などが多岐にわたり、移動距離の長短による実質的な過不足が生じうる場合もあること、また、事務の簡素化等の観点も踏まえ、一定の方式に従って標準的な旅費の額を支給する方法による定めが一概に合理性を欠いていたということとはできない。

ウ よって、監査対象となっている各学校の教員に対する旅費の支給は、違法又は不当なものであったとは認められない。

2 請求事項2

(1) 認定した事実

ア 給特法は、教員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合について、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとしている（給特法第6条第1項）。また、政令では、教員に対して正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないもの（政令本則第1号）とし、時間外勤務を命ずる場合をいわゆる限定4項目の業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限ること（政令本則第2号）とし、勤務時間条例においても、政令で定める基準に従い、同様の定めを置いている。

なお、給特法施行時の文部省事務次官通達(昭和46年文初財第377号)において、教員は、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務は命じないものとする、勤務時間の割振りを適正に行うためには、労働基準法第32条の2（1箇月単位の変形労働時間制について規定）の活用について考慮することとされていた。

また、給特法は、教員の給料月額100分の4に相当する額を基準として条例で定めるところにより教職調整額を支給すること、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しないことを定め、県も公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号）で同旨の定めを置いている。

そして、教職調整額は、時間外勤務手当の代替物でなく、給料そのもののかさ上げであるとされている（昭和46年4月14日衆議院文教常任委員会での人事院総裁答弁）。

イ 勤務時間条例は、任命権者が公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員について、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができるとしている（勤務時間条例第5条第1項）。この規定の条文は自治省（現在の総務省）により示された条例案（平成6年自治能第65号）と同じものである。また、この条例が適用される職員については、「地公法第3条第2項に規定する一般職に属する県職員・・・及び地方教育行政法第37条第1項に規定する県費負担教職員」と規定されており（勤務時間条例第2条）、教員にもこの条例が適用されている。

ウ 県教育委員会は、勤務時間条例に基づき、要領（市町組合立学校教育職員の完全週休2日制実施要領（平成14年教教第2号）をいう。以下同じ。）を定め、勤務時間の割振りは、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要があるとき、4週間の総勤務時間の範囲内で、割振権者があらかじめ本人に明示することにより、勤務時間の割振り変更をすることができることとしている。

エ また、上記ウの割振権者は、教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第59号）本則の表並びに神戸市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成15年神戸市教育委員会規則第8号）第23条及び西宮市立の学校の管理運営に関

する規則(平成20年西宮市教育委員会規則第4号)第16条の2の規定により校長とされている。
オ そして、県教育委員会は、要領を踏まえた市町組合教育委員会宛での通知により勤務時間の割振り変更の運用方法等を示している。通知には、勤務時間の割振り変更の対象業務として修学旅行その他学校行事、職員会議等の業務が例示しており、割振り変更に当たっての留意事項として、休憩時間の確保(勤務時間の延長により勤務時間が8時間を超える場合、少なくとも1時間の休憩時間を付与することが必要)及び4週間の勤務時間を155時間とすることとされている。

カ 平成25年5月20日付け請求及び同年6月3日付け請求で対象とされた西宮市立小学校3校の教員に係る勤務時間の割振り変更は次のとおり行われた。対象となった業務は上記オの通知において勤務時間の割振り変更ができる業務とされている。

(7) 深津小学校の校長は、職員会議のため、勤務時間の割振り変更により平成24年10月23日の勤務時間を1時間35分延長し、同月24日及び25日の勤務時間を計1時間35分短縮した。当該勤務時間の割振り変更は記録簿を用いて行われた。また、設定された勤務時間の間、対象教員は当該業務に従事していたと認められる。

(4) 高須小学校の校長は、職員会議のため、勤務時間の割振り変更により平成25年2月25日の勤務時間を1時間延長し、同月22日の勤務時間を1時間短縮した。当該勤務時間の割振り変更は記録簿を用いて行われた。また、設定された勤務時間の間、対象教員は当該業務に従事していたと認められる。

(9) 生瀬小学校の校長は、自然学校のため、勤務時間の割振り変更により平成24年10月15日から17日までの間の勤務時間を計18時間50分延長し、同月18日、19日及び22日の勤務時間を計18時間50分短縮した。当該勤務時間の割振り変更は記録簿を用いて行われた。また、設定された勤務時間の間、対象教員は当該業務に従事していたと認められる。

キ 平成25年6月3日付け請求で対象とされた神戸市立小学校4校の教員に係る勤務時間の割振り変更は次のとおり行われた。対象となった業務は上記オの通知において勤務時間の割振り変更ができる業務とされている。

(7) 本山第二小学校の校長は、職員会議のため、勤務時間の割振り変更により平成24年12月12日の勤務時間を1時間6分延長し、同月18日の勤務時間を1時間短縮した。当該勤務時間の割振り変更は記録簿を用いて行われた。また、設定された勤務時間の間、対象教員は当該業務に従事していたと認められる。

(4) 霞ヶ丘小学校の校長は、冬季野外活動のため、勤務時間の割振り変更により平成25年2月8日から10日までの間の勤務時間を計16時間5分延長し、同月12日及び13日の勤務時間を計12時間30分短縮した。当該勤務時間の割振り変更は記録簿を用いて行われた。また、設定された勤務時間の間、対象教員は当該業務に従事していたと認められる。

(9) 北五葉小学校の校長は、冬季野外活動のため、勤務時間の割振り変更により平成25年2月17日及び18日の勤務時間を計8時間25分延長し、同月19日の勤務時間を7時間45分短縮した。当該勤務時間の割振り変更は記録簿を用いて行われた。また、設定された勤務時間の間、対象教員は当該業務に従事していたと認められる。

(1) 六甲山小学校の校長は、冬季野外活動のため、勤務時間の割振り変更により平成25年2月13日の勤務時間を5時間50分延長し、同月8日の勤務時間を2時間45分短縮した。当該勤務時間の割振り変更は記録簿を用いて行われた。また、設定された勤務時間の間、対象教員は当該業務に従事していたと認められる。

ク 上記キの神戸市立小学校4校において、上記オの通知により示されている運用方法等の留意

事項に照らして、勤務時間の割振り変更により延長した勤務時間数が短縮した勤務時間数より多くなり、過大な所定勤務時間の設定となっていたなど、各校長の制度運用に対する理解不足に起因すると見られる勤務時間の設定が認められた。

ケ 対象教員の給与は、減額せずに、全額支給されていた。

(2) 判断

ア 請求人は、請求対象の各学校の校長が行った勤務時間の割振り変更は県条例に違反する違法な措置であり、この措置をとった教員は職務専念義務に違反しているため、給与を削減する必要があると主張している。

しかし、勤務時間の割振り変更は、上記(1)イのとおり勤務時間条例第5条第1項で、任命権者が別に定めることができるとされた事項について、上記(1)ウのとおり県教育委員会が要領を定め、要領を踏まえた通知により具体的な運用方法等を校長等に示し、これらに基づき実施されるものであることから、法令上の根拠を有しているものと認められる。

本件勤務時間の割振り変更については、上記(1)クのとおり神戸市立学校の一部で記録簿の記載内容の一部に不十分なところがあったものの、上記(1)エのとおりその権限を有する者である校長により、上記(1)カ及びキのとおり行われており、請求人が主張するような法令上の根拠を有しない違法な措置とは認められない。

イ なお、請求人は、陳述の際に、変形労働時間制の対象となっているのは、残業手当が支給される事務職であると主張している。

しかし、上記(1)イのとおり、勤務時間条例第2条において、この条例が教員にも適用されることを明確に定めており、請求人の主張に理由はない。

ウ よって、いずれにしても、対象教員について職務専念義務違反が生じるような点はなく、給与の支出が違法又は不当であったとは認められない。

以上のとおり、県が被った損害を補填するために必要な措置を講じることを求める、とする本件措置請求には理由がないものと判断する。

別記1

1 平成25年5月20日付け請求

(1) 深津小学校関係

ア 旅行命令簿

イ 旅費計算書兼請求書(普通旅費)

ウ 3年生「校外学習」会計報告書

エ 記録簿

(2) 高須小学校関係

ア 旅行命令簿

イ 旅費計算書兼請求書(普通旅費)

ウ 校外学習学会計報告

エ 記録簿

(3) 共通事項

ア 「給特法」と題する書面

イ 政令、条例、教育委員会規則及び県教委通知等(抜粋)

2 平成25年 6 月 3 日付け請求

(1) 本山第二小学校関係

- ア 旅行命令簿
- イ 旅費計算書兼請求書（普通旅費）
- ウ 請求書
- エ 記録簿

(2) 霞ヶ丘小学校関係

- ア 旅行命令簿
- イ 旅費計算書兼請求書（普通旅費）
- ウ 野外教育活動実施許可願
- エ 記録簿

(3) 北五葉小学校関係

- ア 旅行命令簿
- イ 旅費計算書兼請求書（普通旅費）
- ウ 旅費支給明細書
- エ 野外教育活動実施許可願
- オ 請求書
- カ 通行料・駐車料証明書
- キ 記録簿

(4) 六甲山小学校関係

- ア 旅行命令簿
- イ 旅費計算書兼請求書（普通旅費）
- ウ 旅費支給明細書
- エ 野外教育活動実施許可願
- オ 請求書
- カ 支出決議書
- キ 記録簿

(5) 生瀬小学校関係

- ア 旅行命令簿
- イ 旅費計算書兼請求書（普通旅費）
- ウ 会計報告 4 年生
- エ 記録簿

(6) 共通事項

- ア 「給特法」と題する書面
- イ 政令、条例、教育委員会規則及び県教委通知等(抜粋)

別記 2

- 1 住民監査請求に係る監査の結果について（平成25年 6 月11日付け通知の 6 頁目）
- 2 勤務時間条例（抜粋）